

【常勤職に就いていない会員の会費割引（会費規程第2条）の適用を申請する人のみ提出】

社会政策学会 代表幹事  
田中 洋子 殿

### 常勤職に就いていない会員の会費割引 適用申請書（入会申請時）

私は常勤職についていませんので、社会政策学会への入会を申請するにあたり、「会費規程第2条」と「会費の割引に関する申し合わせ（2012年2月11日幹事会了解事項）」に基づき、常勤職に就いていない会員の会費割引の適用を申請します。

また、このたび申請する会費割引の適用資格がなくなったさいは、「会費規程第2条の2」に基づき、会員登録内容の変更と会費区分の変更について速やかに届け出ることを約束いたします。

申請日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

氏名（自著） \_\_\_\_\_

所属・職（ある人のみ） \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

---

受付 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 / 承認 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 / 手続 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日